

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1条 適用

この特記仕様書は、山梨県県土整備部設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務委託に適用する。

2. 本特記仕様書は共通仕様書を補完する。

第2条 設計作業範囲

本業務の設計作業範囲は、別添に示すとおりとするが、詳細は現地において指示するものとする。

第3条 業務の着手

受託者は、契約締結後 15 日以内に業務に着手しなければならない。

第4条 土地の立入り等

共通仕様書第 1116 条によるが、現地作業は事前に監督員に作業開始日を連絡するとともに、土地等の立入りの確認を受けるものとする。

第5条 安全等の確保

受託者は関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全確保に努めるものとする。

第2章 照査

第6条 照査技術者

受託者は共通仕様書第 1108 条に規定する照査技術者を定めるものとする。

第7条 照査の実施

照査の実施にあたっては、「詳細設計照査要領（以後「照査要領」という）」に基づく照査計画を策定し、業務計画書に明示のうえ、照査要領の「詳細設計フローチャート」により各段階で照査を実施すること。また照査要領の対象工種外であっても類似工種のものを使用するなどして、照査要領の対象工種に準じる形で照査を実施すること。また、照査の根拠となる資料を提示しなければならない。

第8条 照査項目一覧表及び設計調書の作成

各照査段階における照査項目一覧表及び設計調書は「照査要領」に基づき作成すること。また、「照査要領」に該当する工種が無い場合は、類似工種のものに準ずる様式等を新たに作成し、監督員と協議のうえ使用するものとする。

第9条 照査の報告

照査の報告については、照査内容を管理技術者あるいは照査技術者が直接監督員に照査内容を説明するものとする。

照査報告書には各段階で作成した全ての照査資料を添付し、成果品として提出するものとする。

第3章 業務内容

第10条 業務の目的

本設計業務は、小黒橋(市道 1-20 号線)補修設計業務の詳細設計を行うことを目的とする。

第11条 業務内容

1. 詳細設計

(1) 詳細設計(橋梁補修)

① 橋梁補修設計

地域特性や現場状況を踏まえ、最新の知見を考慮した工法比較検討を行い、最適な策を選定するについて詳細設計を行うものとする。

② 新技術等の活用

詳細設計にあたり、新技術・新材料・新工法等について活用を考慮し、費用の縮減や効率化について検討するものとする。

③ 交通誘導員

施工条件に変更が生じた場合は監督員と協議するものとする。「土木工事安全施工技術指針」ほか関係法令等を遵守のうえ施工するものとする。

2. 設計協議

設計協議は当初、中間 2 回、納品時の計 4 回を予定する。

第4章 成果品提出について

第12条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

2. 電子納品とは、業務成果品を電子データで納品することをいう。

第13条 電子納品作成要領

納品するデータは、「山梨県県土整備部 電子納品要領」(以下、「要領」という)及び、「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」(以下、運用マニュアルという)に従い作成する。

第14条 成果品の提出

成果品は、要領および運用マニュアルに基づいて作成した電子データ及び紙を、次のとおり提出する。

(1)電子媒体(CD-R) 3部

(2)紙による報告書(縮小版図面を含む) 1部

2. 要領および運用マニュアルで特に記載がない項目については、監督員と協議の上電子化の是非を決定する。

3. 報告書作成については、設計業務の成果として設計業務成果概要書・設計計算書等・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成

する。なお、設計条件・工法決定の経緯及び選定理由・解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項・条件、断面寸法等設計計算の主要結果・主要材料、工事数量の総括・施工段階での注意事項、検討事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書の作成を行う。

第5章 管理技術者及び照査技術者について

第15条 管理技術者及び照査技術者

管理技術者又は照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート又は総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート）又は RCCM（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。管理技術者及び照査技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合などやむを得ないと認められる以外に変更しないものとする。

第6章 その他

第16条 その他

本特記仕様書に記載の無い事項や疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議を行うものとする。